4　支払の要件
　２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。
　なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。
5　応募の期間
　平成21年12月16日から平成22年12月15日まで（必着）
　ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。
6　支払の除外事由
　次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。
⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者
⑵　警察職員及びその親族
⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者
7　情報の受付部署
　〒157―0071 東京都世田谷区千歳台３丁目19番１号　警視庁成城警察署「上祖師谷三丁目一家４人強盗殺人事件特別捜査本部」
　電話03―3482―3829（直通）
　03―3482―0110　内線6514
　警視庁ホームページ
　（http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/）

捜査特別報奨金に関する公告

　次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。
　なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。
　平成21年12月９日
　警察庁刑事局長　金高　雅仁
1　対象事件
　平成20年５月３日、愛知県豊田市生駒町で認知された「豊田市生駒町地内における女子高校生強盗殺人事件」
2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為
　１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。
3　上限額　300万円
4　支払の要件
　２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。
　なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。
5　応募の期間
　平成21年12月10日から平成22年12月９日まで（必着）
　ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。
6　支払の除外事由
　次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。
⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者
⑵　警察職員及びその親族
⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者
7　情報の受付部署
　〒471―0877 愛知県豊田市錦町１丁目59番地１　愛知県豊田警察署「豊田市生駒町地内における女子高校生強盗殺人事件特別捜査本部」
　電話0565―35―0110　内線332
　ＦＡＸ0565―35―0110　内線339
　フリーダイヤル0120―400―538

捜査特別報奨金に関する公告

　次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。
　なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。
　平成21年12月９日
　警察庁刑事局長　金高　雅仁
1　対象事件
　平成21年５月２日、愛知県海部郡蟹江町で認知された「海部郡蟹江町大字蟹江本町地内強盗殺人事件」
2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為
　１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。
3　上限額　300万円
4　支払の要件
　２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。
　なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。
5　応募の期間
　平成21年12月10日から平成22年12月９日まで（必着）
　ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。
6　支払の除外事由
　次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。
⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者
⑵　警察職員及びその親族
⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者
7　情報の受付部署
　〒497―0044 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字八反割８番地１　愛知県蟹江警察署「海部郡蟹江町大字蟹江本町地内強盗殺人事件特別捜査本部」
　電話0567―95―0110　内線332
　ＦＡＸ0567―95―0110　内線339
　フリーダイヤル0120―011―076

捜査特別報奨金に関する公告

　次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。
　なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。
　また、応募の期間に注意してください。
　平成21年12月９日
　警察庁刑事局長　金高　雅仁
1　対象事件
　平成19年１月15日、京都府京都市左京区岩倉幡枝町で発生した「左京区岩倉幡枝町における殺人事件」
2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為
　１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。
3　上限額　300万円
4　支払の要件
　２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。
　なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。
5　応募の期間
　平成21年12月14日から平成22年12月13日まで（必着）
　ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。
6　支払の除外事由
　次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。
⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者
⑵　警察職員及びその親族
⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者
7　情報の受付部署
　〒606―8206 京都府京都市左京区田中馬場町６番地　京都府下鴨警察署「左京区岩倉幡枝町における殺人事件捜査本部」
　電話075―703―0110　内線603・605
　フリーダイヤル0120―230―663